健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第50条の 厚生労働大臣が定める日を定める件の適用について

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第50条の厚生労働大臣が定める日を定める件(平成24年厚生労働省告示第63号)が本日公布され、同日付で適用されるので、下記について御了知の上、関係者に対する周知徹底に遺漏なきよう配慮願いたい。

記

## 第1 趣旨及び内容

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第50条等において、東日本大震災の被災者に係る入院時食事療養費の標準負担額等については、避難所では食費・光熱水費がかからないこととの均衡を図る観点等から、平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間において特定被災区域における災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条に規定する救助の実施状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間、免除することとされている。

今般、この厚生労働大臣が定める日については、被災地における仮設住宅の整備 状況等を踏まえ、平成24年2月29日とする。

## 第2 適用日

平成24年2月24日(公布日)